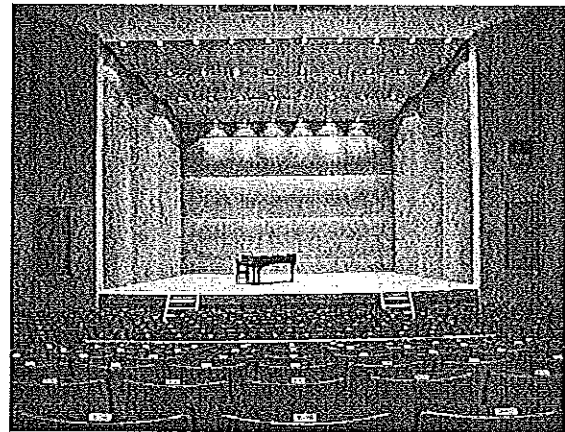
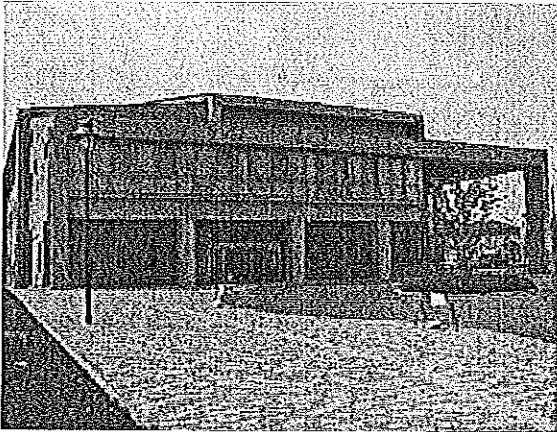


# 県立勤労者福祉施設の概要

長野県商工労働部労働雇用課

- 佐久勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 1
- 飯田勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 4
- 松本勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 8
- 伊那勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 1 1
- 中野勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 1 4
- 木曾勤労者福祉センター・・・・・・・・・・ P 1 7
- 戸倉野外趣味活動センター・・・・・・・・・・ P 2 0

# 長野県佐久勤労者福祉センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県佐久勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県佐久市佐久平駅南4-1
- 3 施設の規模等（別図参照）
  - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
  - (2) 建築延面積 3,081.41㎡
  - (3) 敷地面積 6,000.00㎡
  - (4) 建設年月日 平成13年2月21日
  - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
ホ ー ル	固定席438人、 車椅子12人、親子室	
第1文化教養室	8人	10畳
第2文化教養室	8人	10畳
音 楽 室	24人	83.13㎡
情報研究室	39人	60.86㎡
視聴覚室	39人	80.75㎡
第1会議室	18人	34.85㎡
第2会議室	24人	48.96㎡
第3会議室	42人	66.64㎡
第4会議室	24人	48.28㎡
第5会議室	192人	264.5㎡

## 4 施設の利用時間、休館日

利用時間 午前9時から午後9時30分まで

休館日 毎月第1・第3水曜日

12月29日～翌年1月3日まで

## 5 指定管理の期間

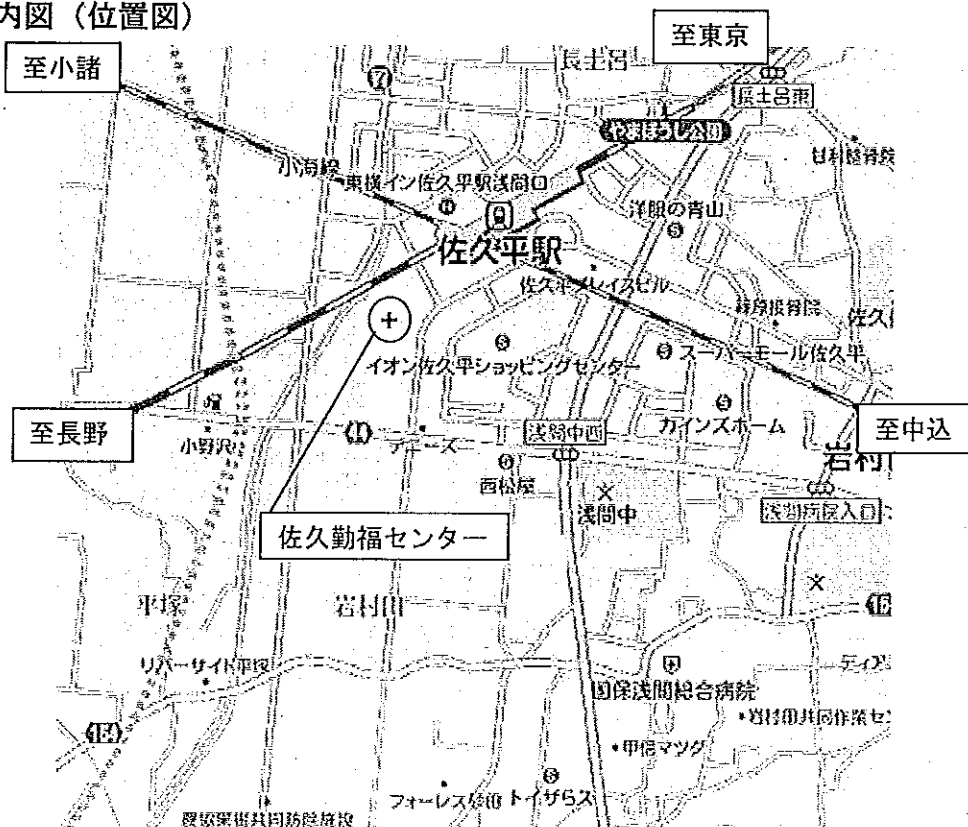
平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

## 6 利用料金

入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合  
営業のため以外に利用する場合

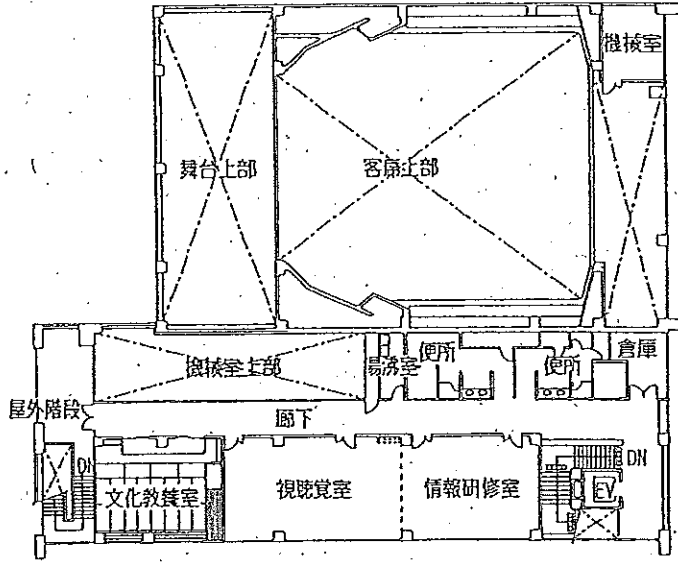
区分		金額						
		午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間1時間につき
		円	円	円	円	円	円	円
長野県佐久勤労者福祉センター	ホール	5,900	8,900	11,800	14,800	20,700	26,600	3,000
	第1文化教養室	300	500	600	800	1,100	1,400	200
	第2文化教養室							
	音楽室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500
	情報研修室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	400
	視聴覚室	1,000	1,500	2,100	2,500	3,600	4,600	500
	第1会議室	400	700	900	1,100	1,600	2,000	200
	第2会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
	第3会議室	800	1,300	1,700	2,100	3,000	3,800	400
	第4会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
	第5会議室	3,400	5,100	6,700	8,500	11,800	15,200	1,700

## 7 案内図（位置図）

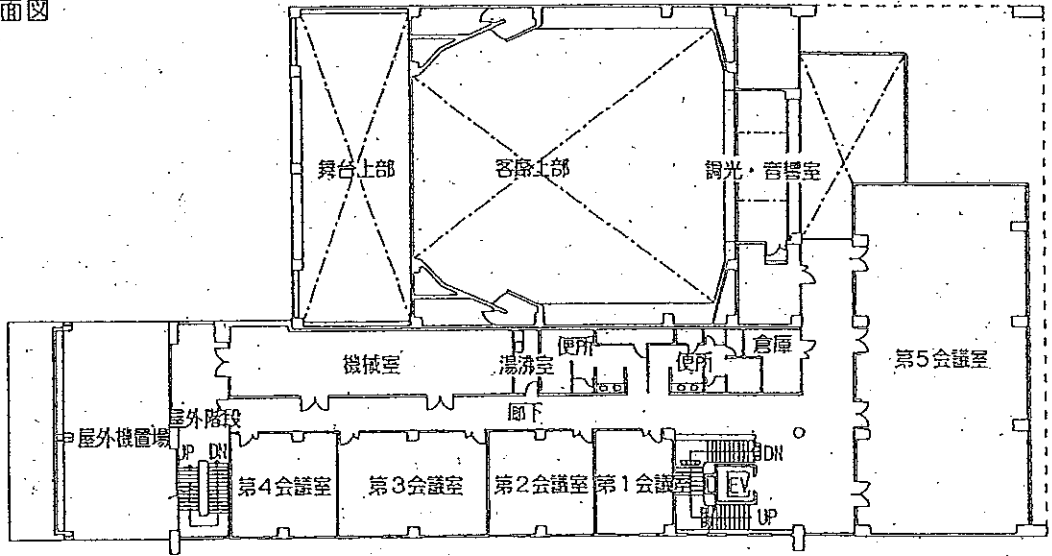


(別図)

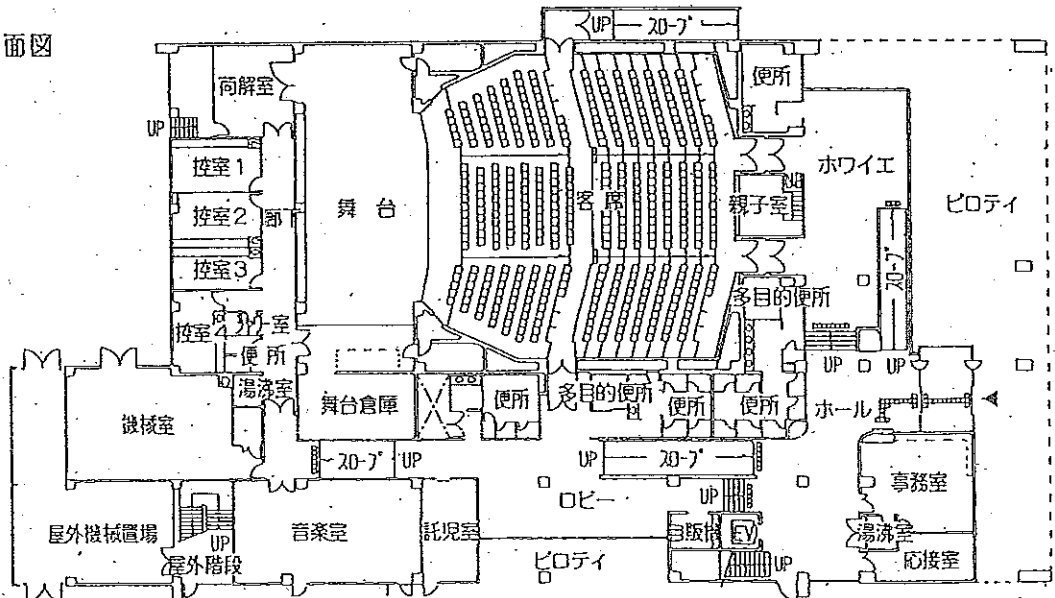
3F平面図



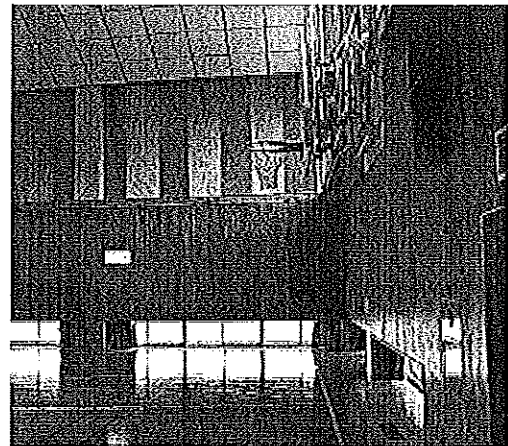
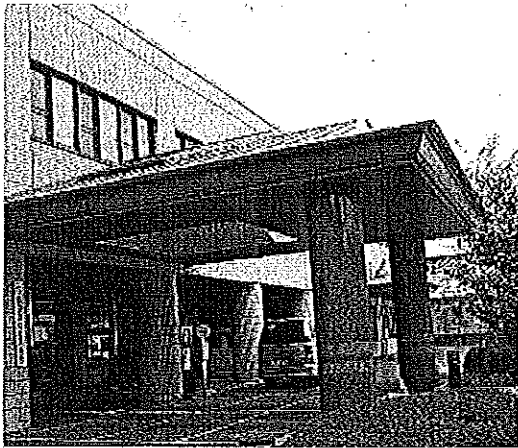
2F平面図



1F平面図



# 長野県飯田勤労者福祉センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県飯田勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県飯田市東栄町3108-1
- 3 施設の規模等（別図参照）
  - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
  - (2) 建築延面積 3,398.05㎡
  - (3) 敷地面積 2,962.39㎡
  - (4) 建設年月日 平成8年9月30日
  - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
体 育 館		752.0㎡
第1研修室	30人	46.45㎡
第2研修室	30人	46.45㎡
第3研修室	120人	171.63㎡
第4研修室	150人	193.09㎡
第1視聴覚室	45人	73.18㎡
第2視聴覚室	45人	73.18㎡
音 楽 室	45人	73.18㎡
和 室 1	20人	29.70㎡ (18畳)
和 室 2	20人	29.70㎡ (18畳)

- 4 施設の利用時間、休館日
 

利用時間 午前9時から午後9時30分まで

休館日 毎月第1水曜日  
12月29日～翌年1月3日まで
- 5 指定管理の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

## 6 利用料金

### (1) 会議室等

入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合  
営業のため以外に利用する場合

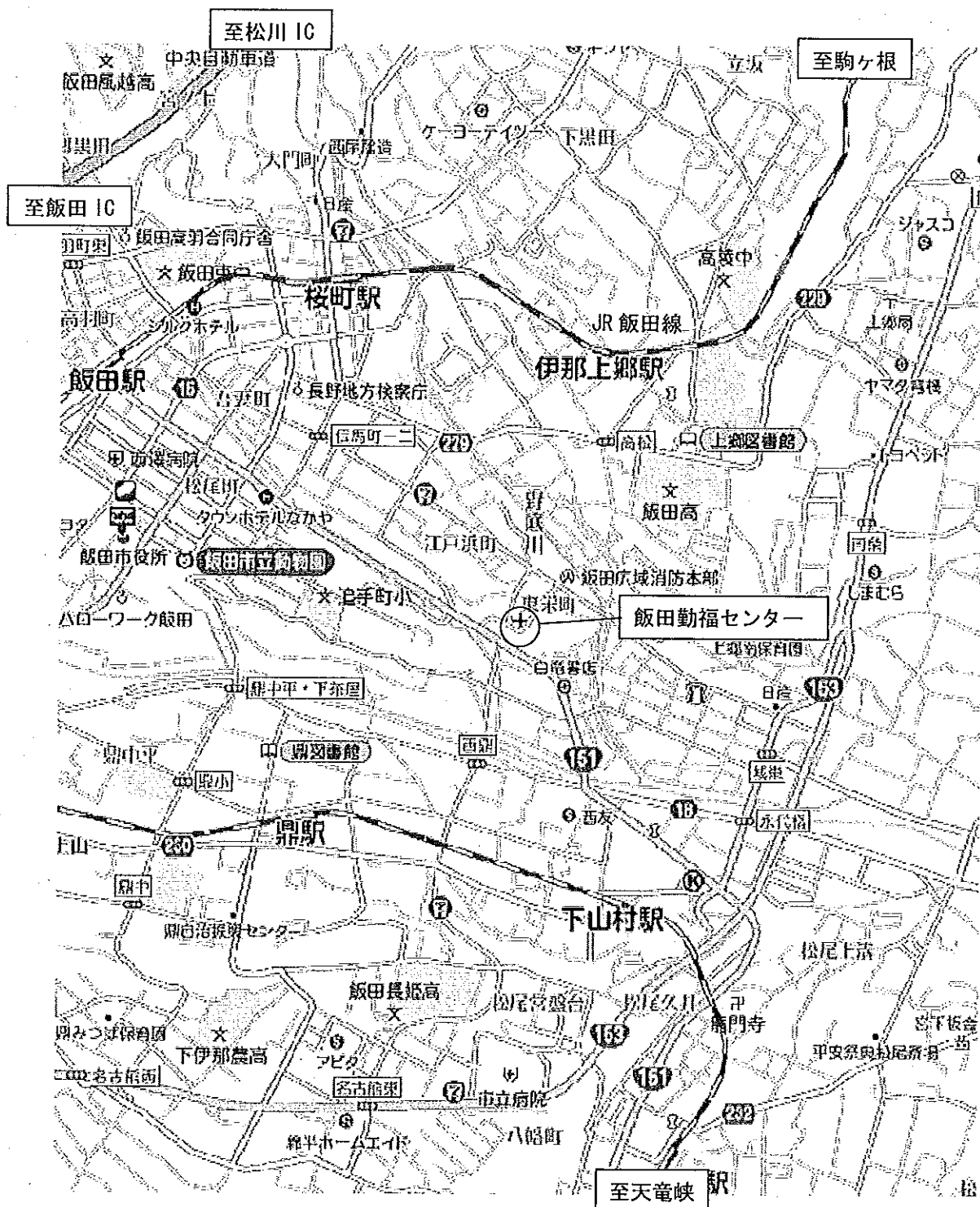
区分		金額						
		午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間1時間につき
長野県飯田勤労者福祉センター	音楽室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	500
	第1視聴覚室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500
	第2視聴覚室							
	第1研修室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
	第2研修室							
	第3研修室	2,100	3,200	4,300	5,300	7,500	9,600	1,100
	第4研修室	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400	10,800	1,200
	第1和室	600	800	1,100	1,400	1,900	2,500	300
第2和室								

### (2) 体育館

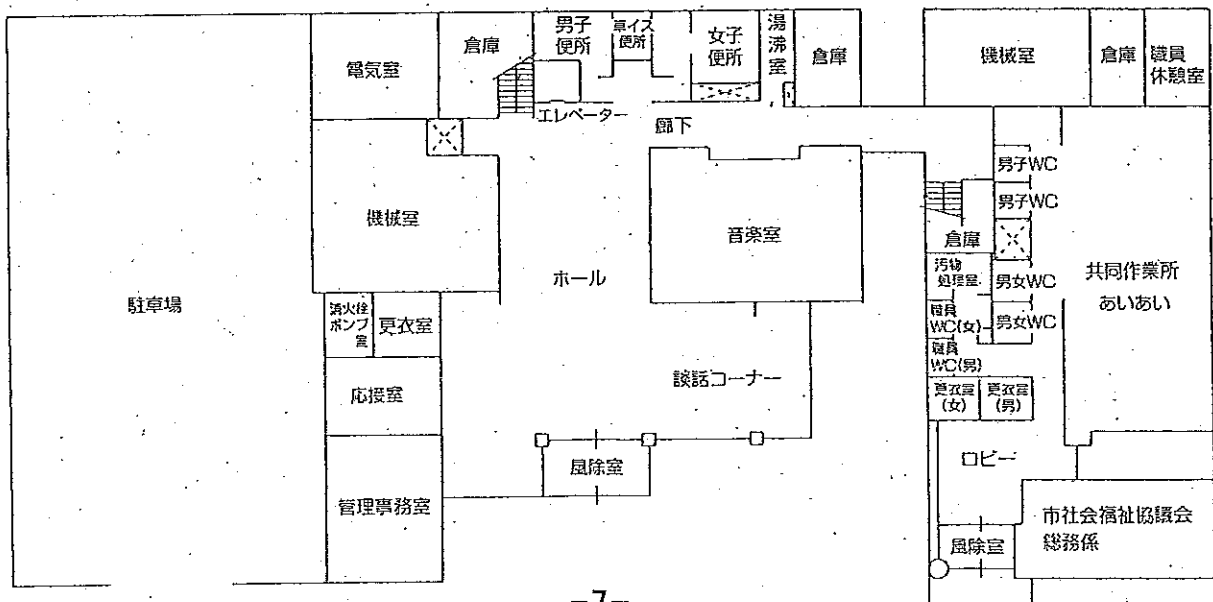
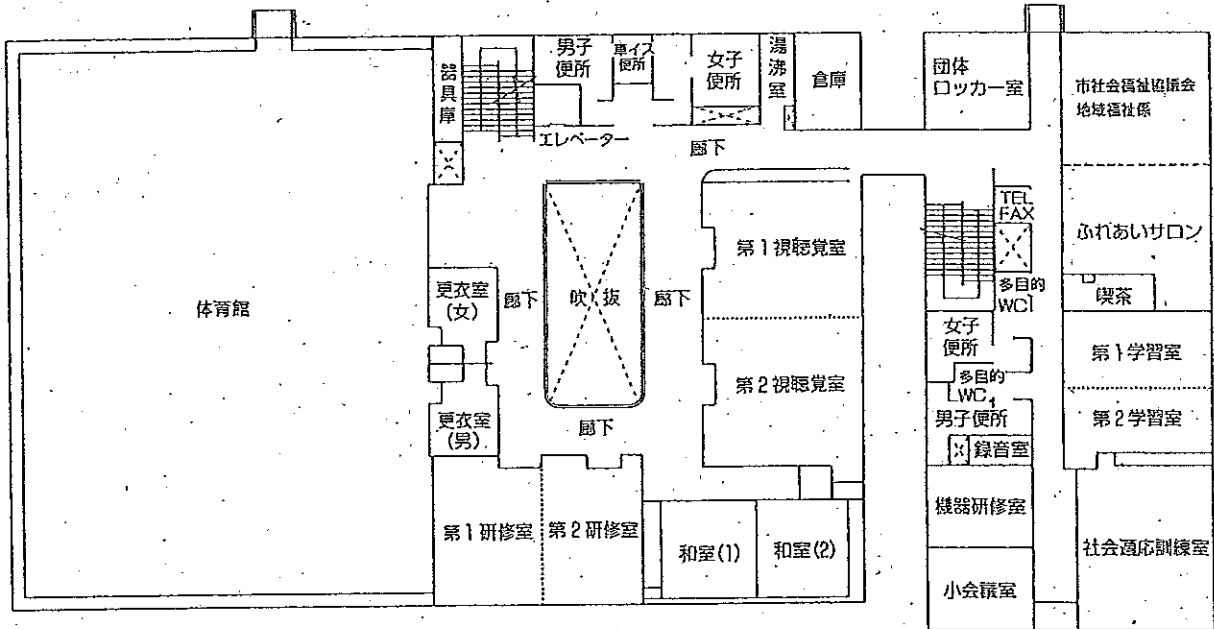
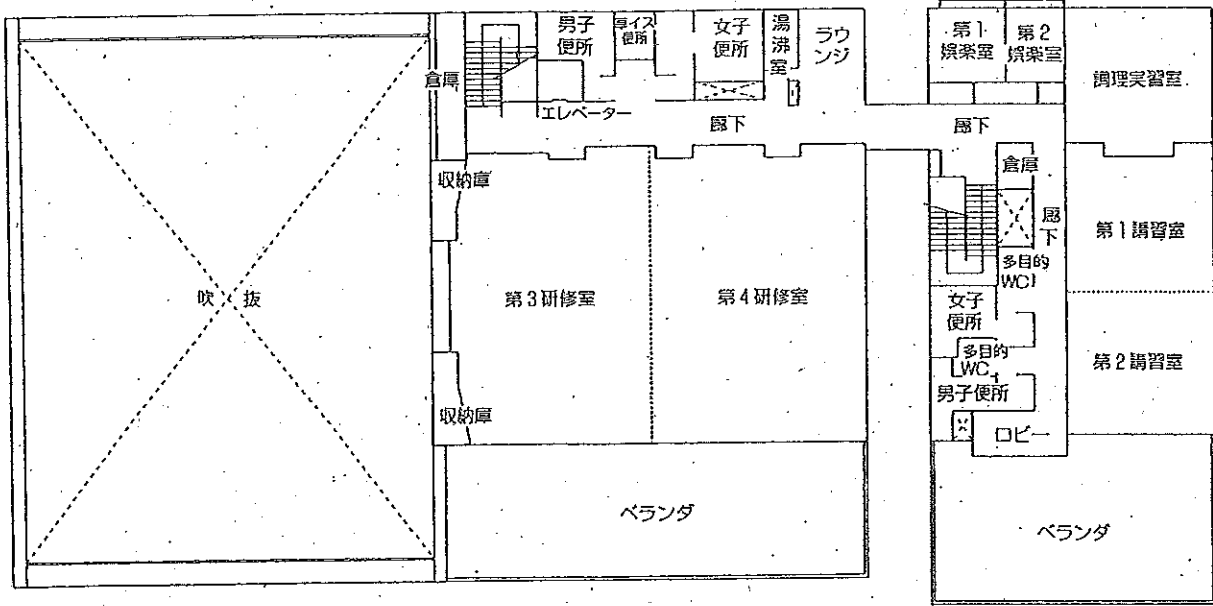
入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合

区分		金額						
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
長野県飯田勤労者福祉センター	全部を利用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	1,700	2,400	3,200	4,100	5,600	7,300
	討論会、講習会、講演会、展示会、芸術の発表会その他これらに類するものに利用する場合	3,300	4,700	6,400	8,000	11,100	14,400	
	上記のいずれにも該当しない催物に利用する場合	7,900	11,300	15,200	19,200	26,500	34,400	

7 案内図 (位置図)

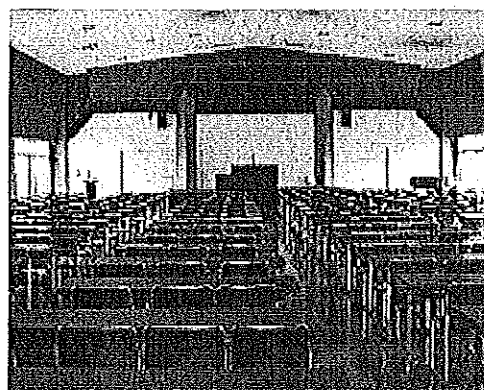


(別図)





# 長野県松本勤労者福祉センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県松本勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県松本市中央4-7-26
- 3 施設の規模等（別図参照）
  - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート3階建
  - (2) 建築延面積 3,138.430㎡
  - (3) 敷地面積 5,220.430㎡
  - (4) 建設年月日 昭和47年3月10日
  - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区分	収容人数	面積
大会議室	300人	540.0㎡
第1会議室	72人	144.0㎡
第2会議室	72人	144.0㎡
第3会議室	15人	36.0㎡
第4会議室	54人	72.0㎡
第5会議室	72人	144.0㎡
第6会議室	54人	72.0㎡
第7会議室	132人	216.0㎡
第1教養室	25人	44.3㎡
第2教養室	25人	44.3㎡
トレーニング室		72.0㎡
図書室	16人	16.0㎡

## 4 施設の利用時間、休館日

利用時間 午前9時から午後9時30分まで  
 休館日 毎月第1・第3火曜日  
 12月29日～翌年1月3日まで

## 5 指定管理の期間

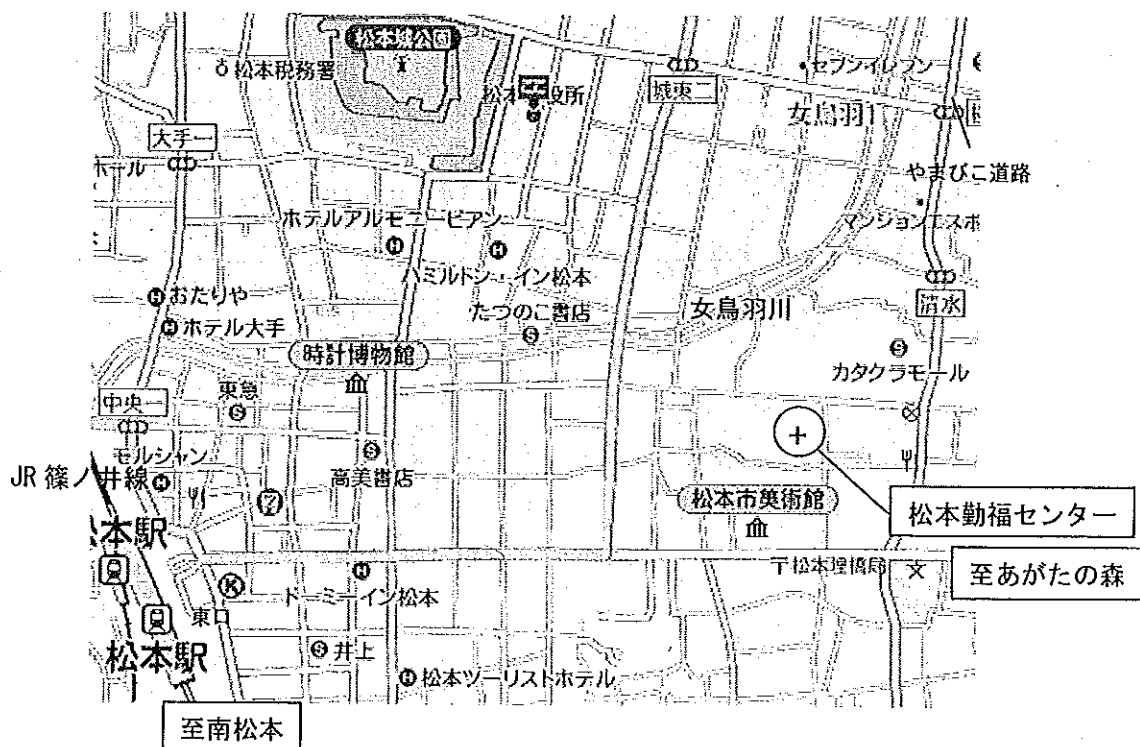
平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

## 6 利用料金

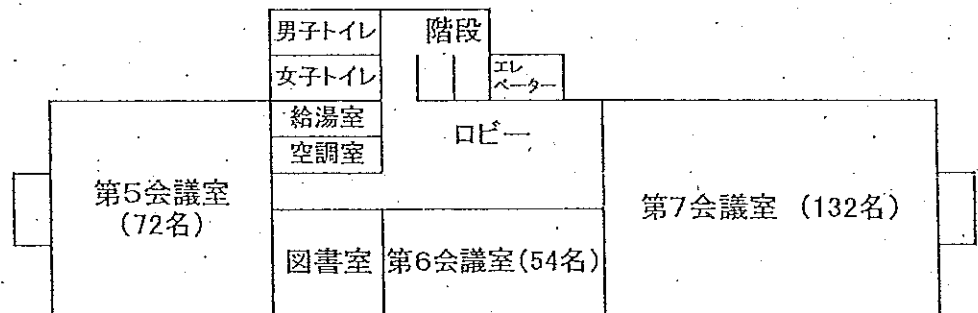
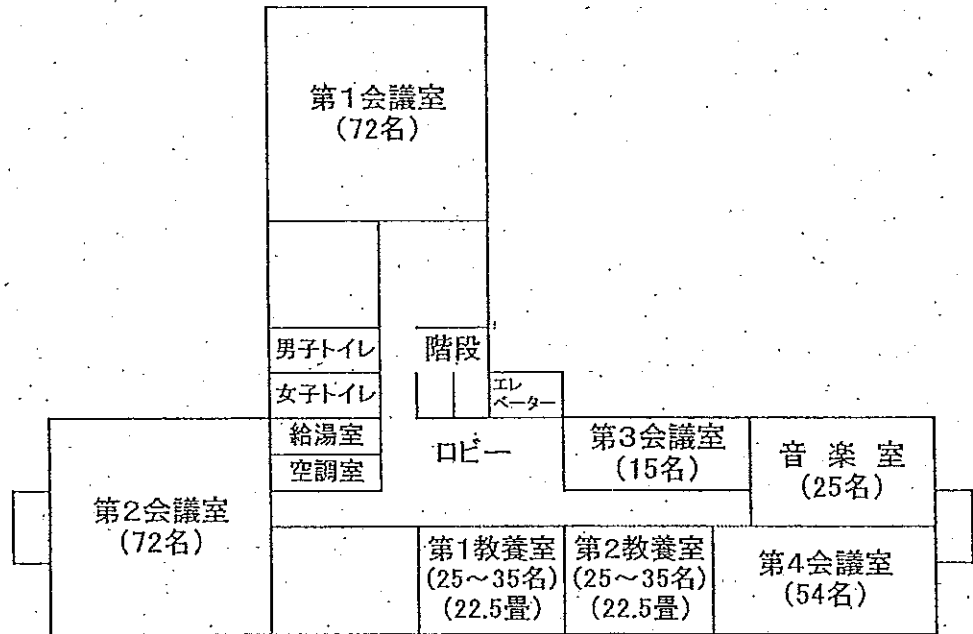
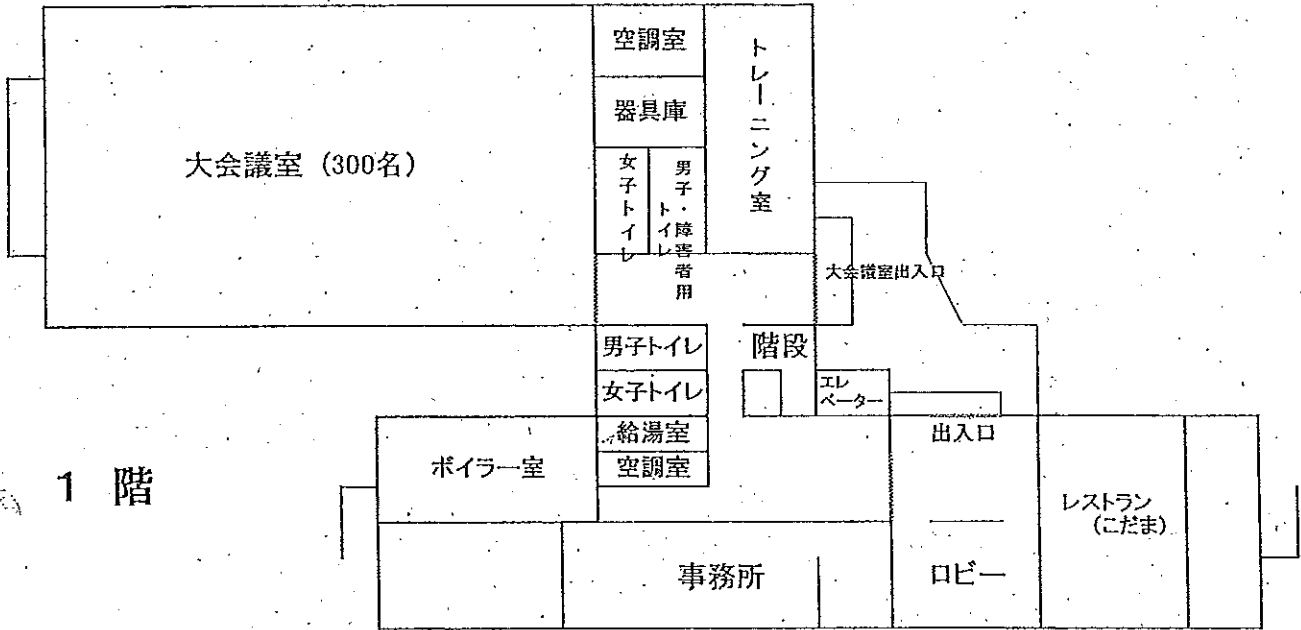
入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合  
営業のため以外に利用する場合

区分		金額							
		午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間1時間につき	
長野県松本勤労者福祉センター	第1教養室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	400	
	第2教養室								
	音楽室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	400	
	大会議室	全部を利用する場合	3,500	5,300	7,100	8,800	12,400	15,900	1,800
	第1会議室	1,700	2,500	3,500	4,200	6,000	7,700	900	
	第2会議室								
	第3会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300	
	第4会議室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500	
	第5会議室	1,700	2,500	3,400	4,200	5,900	7,600	900	
	第6会議室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500	
第7会議室	2,200	3,300	4,500	5,500	7,800	10,000	1,100		

## 7 案内図（位置図）



(別図)



# 長野県伊那勤労者福祉センター



## 【施設の概要】

- 1 名称 長野県伊那勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県伊那市西町5834-8
- 3 施設の規模等（別図参照）
  - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
  - (2) 建築延面積 3,008.25㎡
  - (3) 敷地面積 5,000.00㎡
  - (4) 建設年月日 平成13年2月19日
  - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区分	収容人数	面積
体育館		1,517.00㎡
会議室	20人	79.64㎡

- 4 施設の利用時間、休館日  
利用時間 午前9時から午後9時30分まで  
休館日 毎月第1水曜日  
12月29日～翌年1月3日まで
- 5 指定管理の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

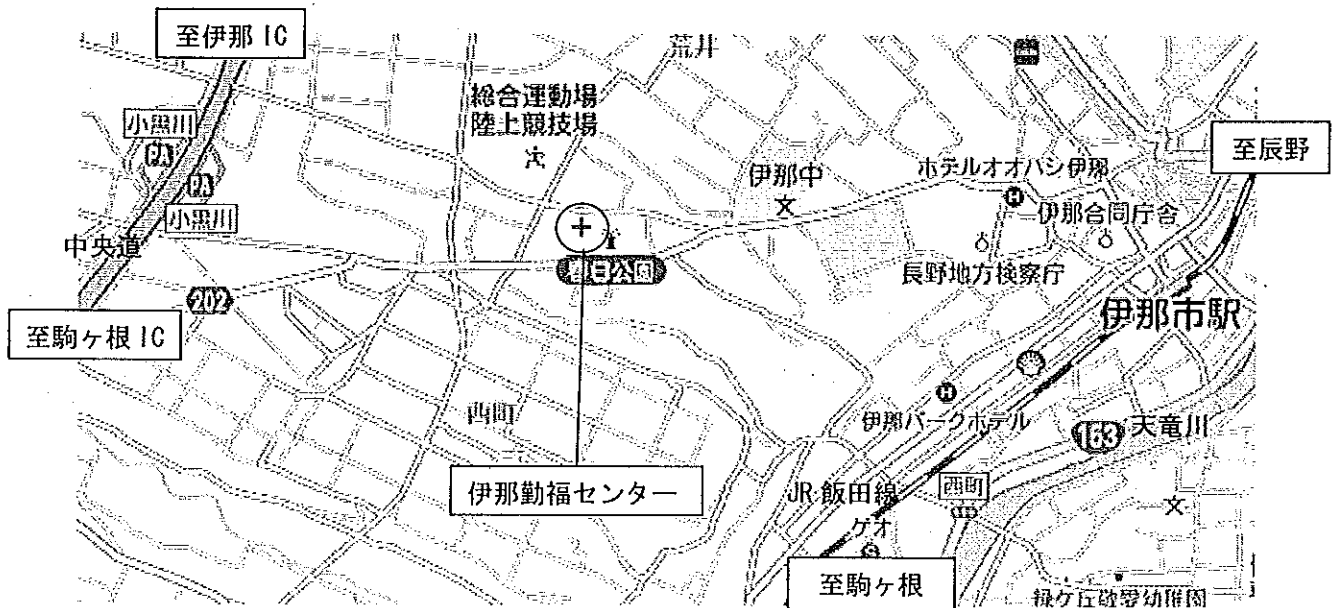
## 6 利用料金

体育館、会議室

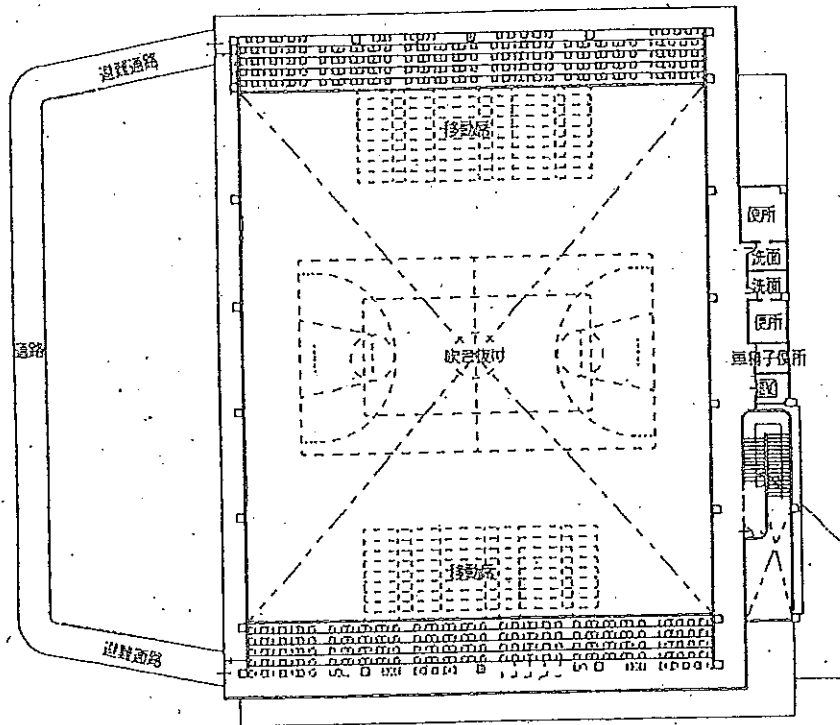
入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合

区分		金額					
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
長野県伊那勤労者福祉センター	競技場の全部を利用する場合	円	円	円	円	円	円
	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	3,400	4,900	6,400	8,300	11,300	14,700
	討論会、講習会、講演会、展示会、芸術の発表会その他これらに類するものに利用する場合	6,700	9,600	12,900	16,300	22,500	29,200
	上記のいずれにも該当しない催物に利用する場合	16,000	22,700	30,800	38,700	53,500	69,500
	会議室を利用する場合	700	1,000	1,400	1,700	2,400	3,100

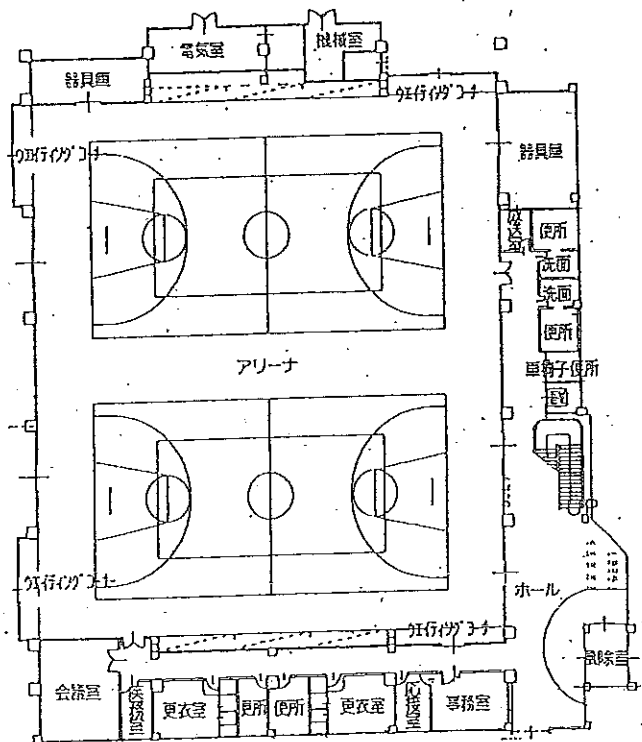
## 7 案内図（位置図）



(別図)

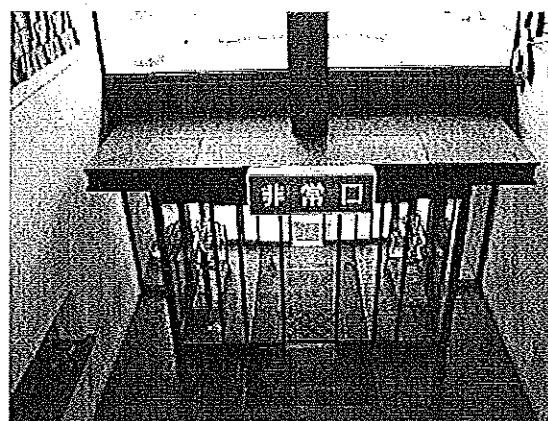
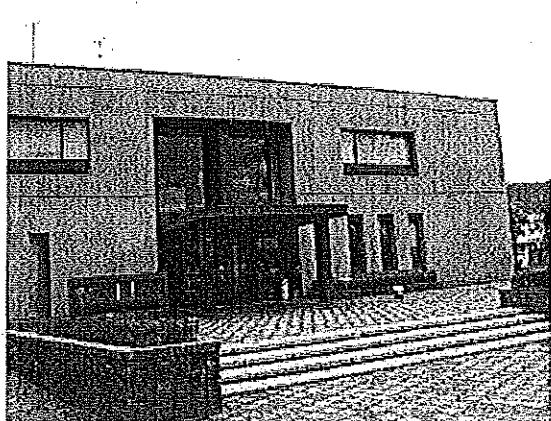


2F 平面図



1F 平面図

# 長野県中野勤労者福祉センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県中野勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県中野市三好町1-4-27
- 3 施設の規模等（別図参照）
  - (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
  - (2) 建築延面積 2,424.590㎡
  - (3) 敷地面積 3,334.107㎡
  - (4) 建設年月日 昭和55年11月30日
  - (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区分	収容人数	面積
大会議室	700人	700.0㎡
第1会議室	27人	37.0㎡
第2会議室	27人	40.0㎡
第3会議室	21人	29.0㎡
第4会議室	27人	38.0㎡
第5会議室	27人	40.0㎡
第6会議室	84人	123.0㎡
教養室	30人	78.0㎡
音楽室	60人	85.0㎡
和室1	30人	39.0㎡
和室2	30人	39.0㎡
幼児室	10人	20.0㎡

## 4 施設の利用時間、休館日

利用時間 午前9時から午後9時30分まで  
 休館日 毎月第1火曜日  
 12月29日～翌年1月3日まで

## 5 指定管理の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

## 6 利用料金

入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合  
営業のため以外に利用する場合

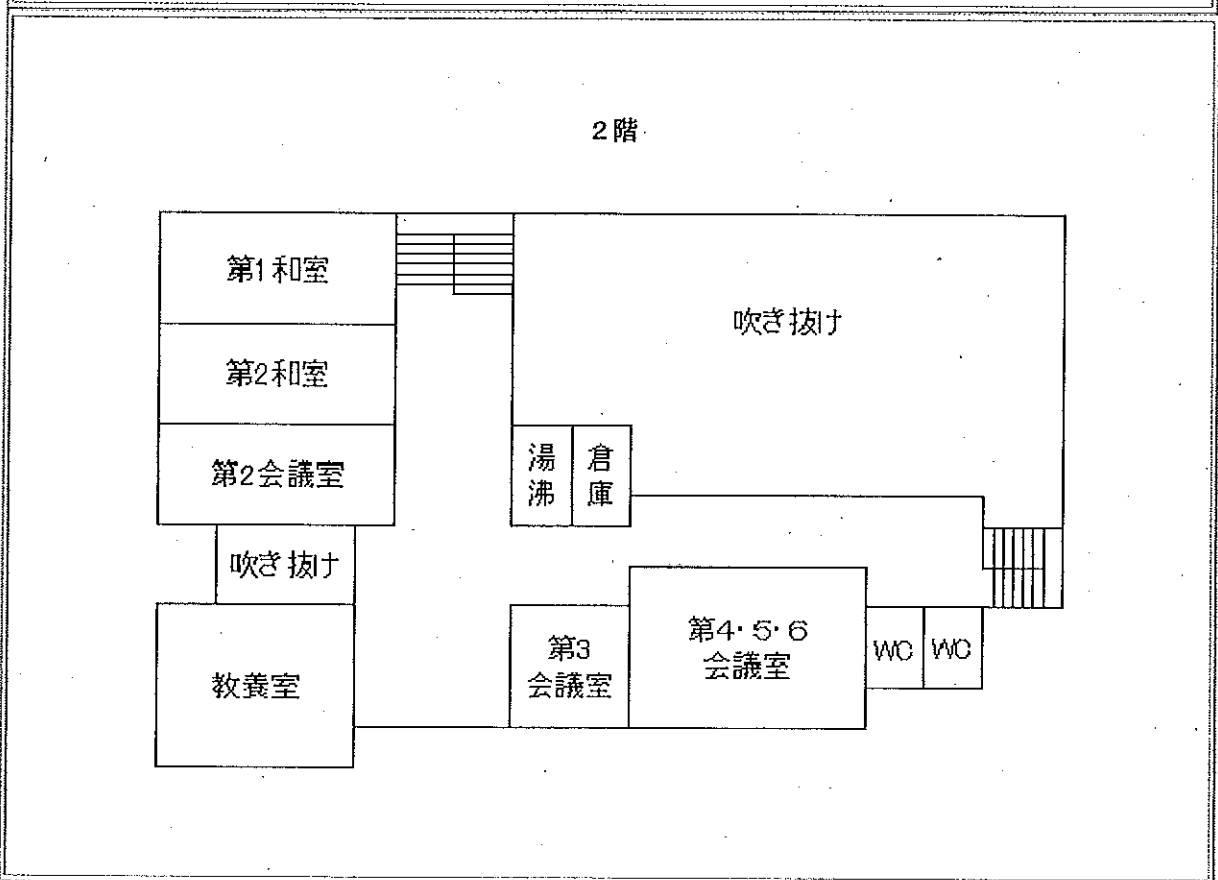
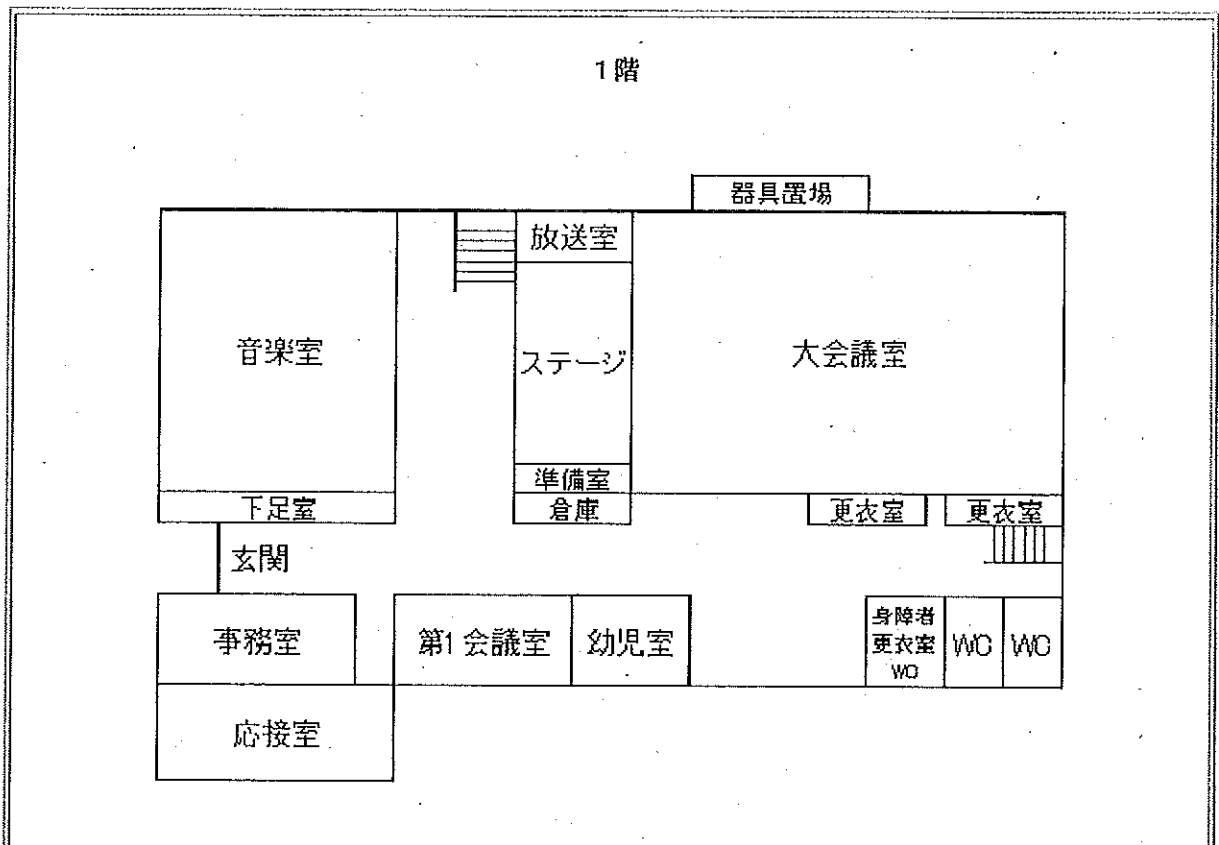
区分		金額						
		午前9時 から正午 まで	午後零 時30分 から午 後5時 まで	午後5 時30分 から午 後9時3 0分まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後零 時30分 から午 後9時3 0分まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	超過時間 1時間に つき
長野県中野勤労者福祉センター	教養室 専用する 場合	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
	音楽室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
	大会議室 全部を利 用する場 合	4,000	6,100	8,100	10,100	14,200	18,200	2,000
	第1会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
	第2会議室							
	第3会議室	400	500	600	900	1,100	1,500	200
	第4会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
	第5会議室							
	第6会議室	1,700	2,500	3,500	4,200	6,000	7,700	900
	第1和室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
第2和室								

## 7 案内図（位置図）

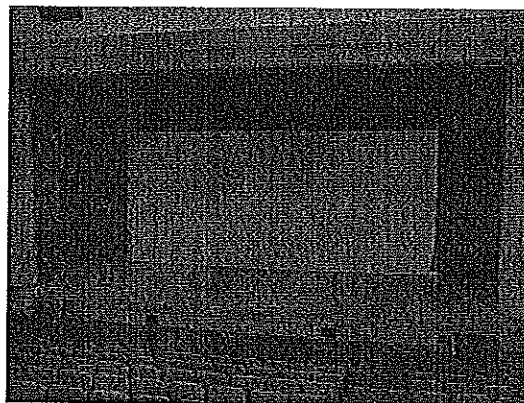




(別図)



# 長野県木曾勤労者福祉センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県木曾勤労者福祉センター
- 2 所在地 長野県木曾郡上松町大字上松159-4
- 3 施設の規模等（別図参照）

- (1) 構造及び規模 鉄筋コンクリート2階建
- (2) 建築延面積 1,479.88㎡
- (3) 敷地面積 1,656.40㎡
- (4) 建設年月日 平成2年10月30日
- (5) 利用施設（共用部分を除きます。）

区 分	収容人数	面 積
ホ ー ル	360席	345.20㎡
音 楽 室	40人	79.64㎡
大会議室	70人	135.47㎡
小会議室	30人	62.15㎡
和 室	20人	40.73㎡ (20畳)

## 4 施設の利用時間、休館日

- 利用時間 午前9時から午後9時30分まで  
休館日 毎月第1水曜日  
12月29日～翌年1月3日まで

## 5 指定管理の期間

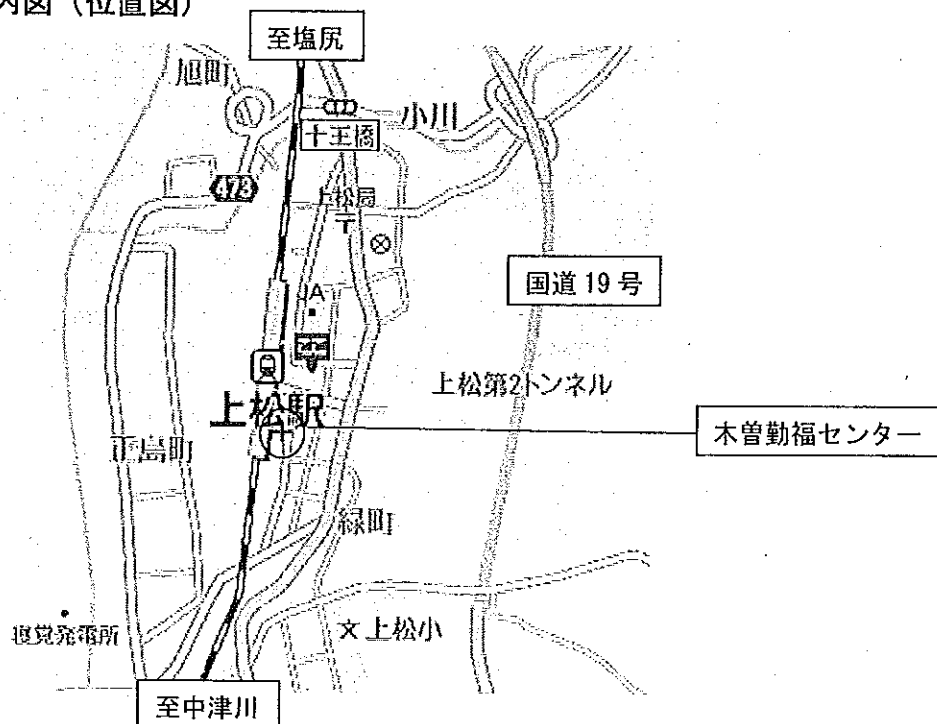
平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）まで

## 6 利用料金

入場料又はこれに類するものを徴収しないで利用する場合  
営業のため以外に利用する場合

区分		金額							
		午前9時から正午まで	午後零時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間1時間につき	
長野県木曾勤労者福祉センター	音楽室	900	1,300	1,700	2,200	3,000	3,900	400	
	ホール	可動いすを利用する場合	4,600	7,000	9,200	11,600	16,200	20,800	2,300
		可動いすを利用しない場合 全部を利用する場合	1,200	1,800	2,300	3,000	4,100	5,300	600
	大会議室	1,700	2,500	3,400	4,200	5,900	7,600	800	
	小会議室	800	1,200	1,500	2,000	2,700	3,500	400	
	第1和室	300	500	600	800	1,100	1,400	200	
	第2和室								

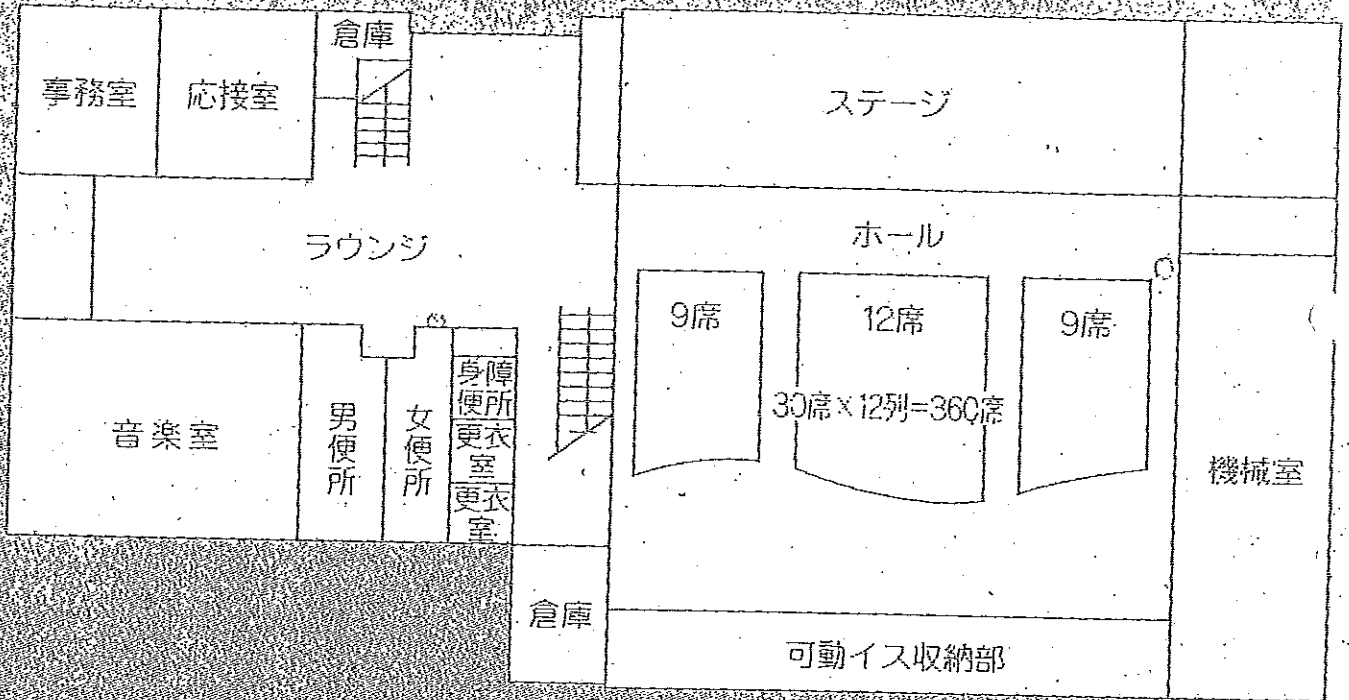
## 7 案内図（位置図）



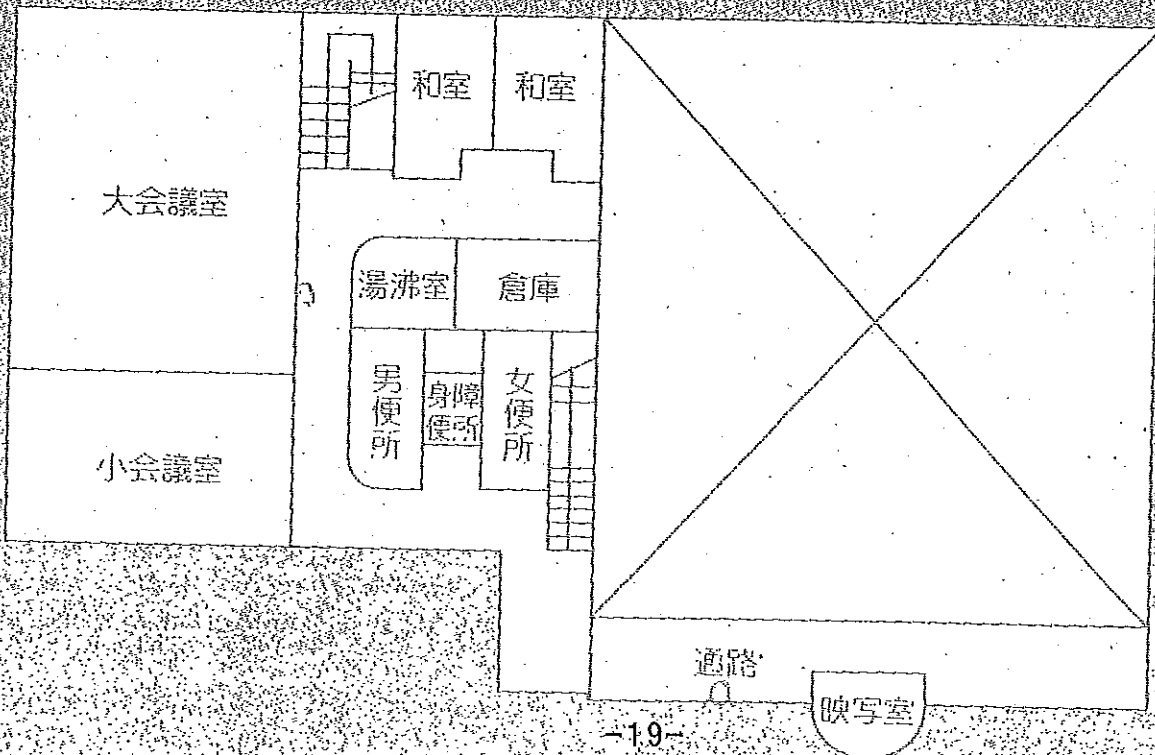
(別図)

# 長野県木曾勤労者福祉センター概要図

(1階)



(2階)



# 長野県戸倉野外趣味活動センター



## [施設の概要]

- 1 名称 長野県戸倉野外趣味活動社センター
- 2 所在地 長野県千曲市磯部西新田 1406-1
- 3 施設の規模等 (別図参照)
  - (1) 敷地面積 38,388.01 m<sup>2</sup>
  - (2) 建設年月日 昭和50年8月1日
  - (3) 施設の内容
    - ア 建物
      - (ア) 管理棟 コンクリートブロック造平屋建  
延面積 27.56 m<sup>2</sup>
      - イ 工作物
        - (イ) 野球場 1面
        - (イ) 庭球場 6面 (クレークコート)
- 4 施設の利用時間、休館日
  - 利用時間 午前9時から午後9時30分まで
  - 休館日 毎月第1水曜日  
12月29日～翌年1月3日まで
- 5 指定管理の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日 (3年間) まで

## 6 利用料金

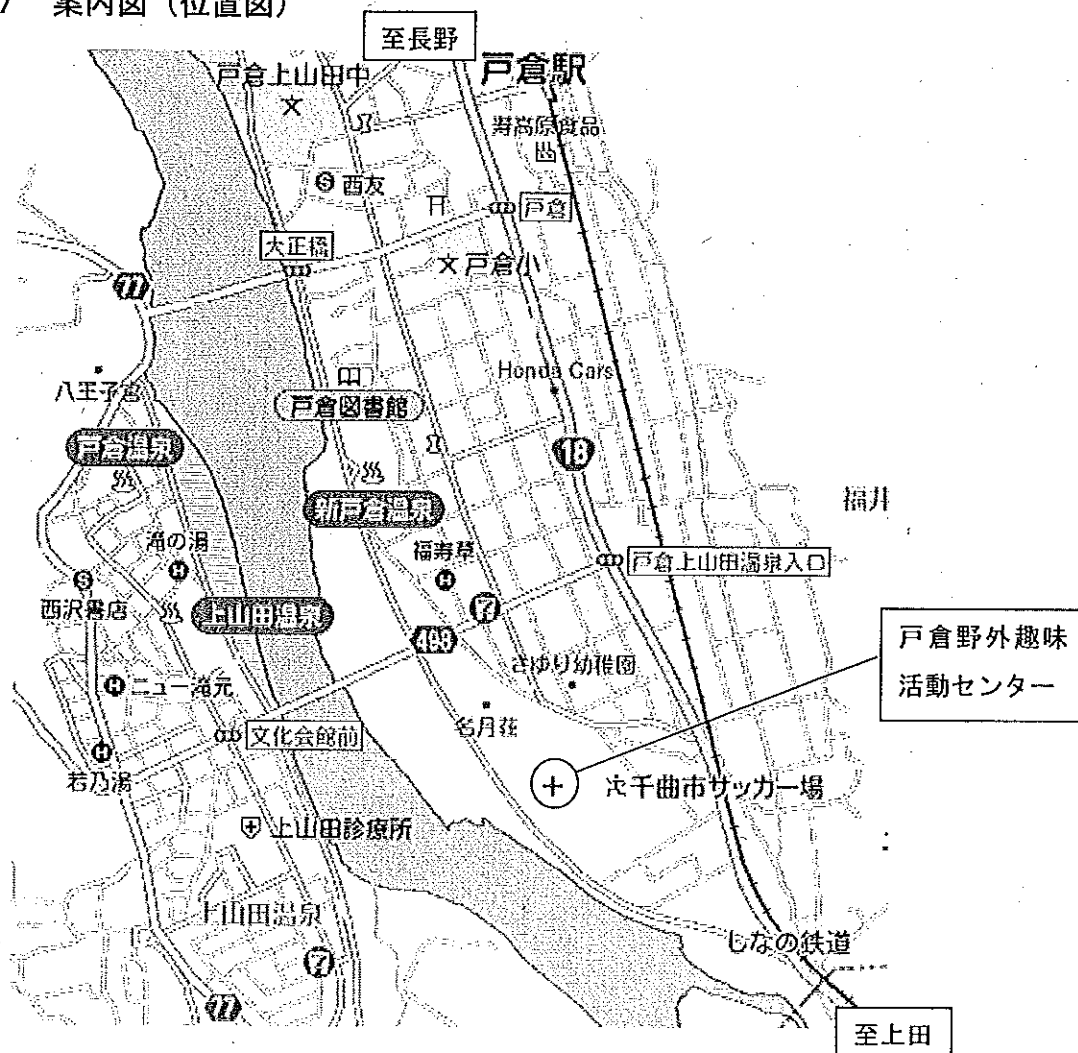
### (1) 野球場

区分		金額
専用する場合	午前（午前9時から正午まで）	円 1,400
	午後（午後1時から午後5時まで）	1,700
	全日（午前9時から午後5時まで）	2,500
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額

### (2) 庭球競技場

単位		金額
コート一面につき	午前（午前9時から正午まで）	円 1,100
	午後（午後1時から午後5時まで）	1,500
	全日（午前9時から午後5時まで）	2,600
	上記に掲げる時間以外の場合	知事が別に定める額

## 7 案内図（位置図）



(別図)

# 施設配置図

1:1200

